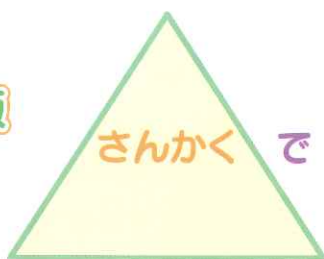
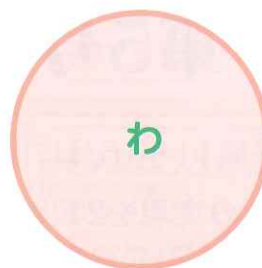


パートナー21

2011年版
第5号



さんかくで みんなの



をつなごう!

男女共同参画推進 条例特集号!!



平成22年度男女共同参画に関する作品
優秀作品 古川 優伊さん

男女共同参画啓発冊子(パートナー21)第5号の発行にあたって	①
男女共同参画推進条例特集	
男女共同参画を進めていくための基本的な考え方(第3条)	②
町・町民・事業者などの役割(第4条・第5条・第6条)	③
性を理由とした差別の禁止(第7条)	④
基本計画(第9条)	⑤
教育・家庭・地域・事業者などに対する支援(第12条・第13条・第14条)	⑥
施策等の提案(第15条)	⑦
男女共同参画苦情処理(第17条～第34条)	⑧
男女共同参画審議会(第35条～第41条)	⑨
男女共同参画優秀作品紹介	⑩

男女共同参画啓発冊子(パートナー21)

第5号の発行にあたって

1999年(平成11年)6月に国が、「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みを行っております。

本町では、2003年(平成15年)3月に「那珂川町男女共同参画プラン」を策定し、2005年(平成17年)4月に、「那珂川町男女共同参画推進条例」を施行、翌年の2006年(平成18年)11月23日には、「男女共同参画都市宣言」を行いました。

そして、すべての住民の皆さんが、一人ひとりの個性と能力を発揮することによって主体的な生き方の選択ができ、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面において、自分らしく、生き活きと暮らすことのできる男女共同参画のまちづくりを住民の皆さんと一体となって取り組んでおります。近年では、男女共同参画を推進する団体と行政が協働で講座を開催したり、男女共同参画に関する街頭啓発を行ったりしております。また、住民の方が男女共同参画にちなんだ寸劇や那珂川にわか等を創作し、行政と協働して地域の研修会で講演したりと地域に根付いた活動を行っております。

今回は、2005年(平成17年)度に施行しました那珂川町男女共同参画推進条例について、分かりやすくご紹介させていただきました。ご家庭や地域、学校、職場等でみなさんと一緒にご覧いただきますようお願い申し上げますとともに、今後とも、男女共同参画社会の実現に向けて協働のまちづくりに取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2011年(平成23年)3月

那珂川町長

武末 茂喜

とう じょう じん ぶつ
登場人物



さだおさん(小学3年生) みよこさん(小学5年生)

1 きのう がっこう きゅうしょく
昨日、学校で給食をおかわりしたら、
ともだち おんな
友達から女のくせにって言われたんだ。

え! ぼくのクラスは
おんな こ おとこ こ
女の子も男の子も普
つう
通におかわりするよ。

2 きょう
そんなことがあったのね。今日、
なかがわまち だんじょきょうどうさんかくすいしん
那珂川町から男女共同参画推進
じょうれい
条例のパフレットがきたから、
みんなでべんきょう
勉強してみようか。

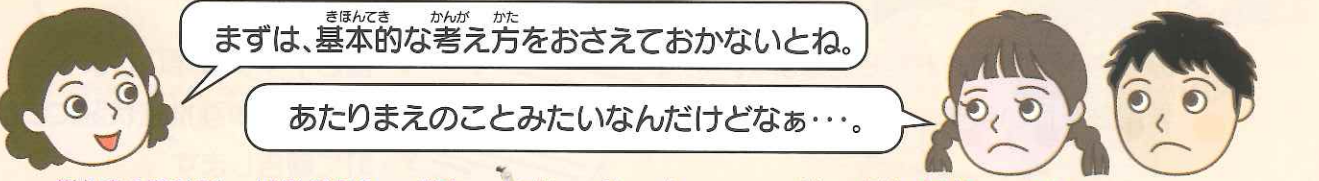
じょうれい
条例って
なんだろう?

3 だんじょきょうどうさんかく ※
男女共同参画について
まち つく
町できまりごとを作っ
て
ているんだよ。詳しく内
くわ ない
容を見てもみようね。

第3条 男女共同参画を進めていくための基本的な考え方

- ① 男女の人権の尊重**
だんじょ じんけん そんちよう
「女性だから」「男性だから」と差別しません。
- ② 社会における制度や慣行についての配慮**
しゃかい せいど かんこう はいりよ
男女がいろいろな活動ができるように社会
だんじょ かつどう しゃかい
のしくみをかんが
えよう。
- ③ 政策や方針の立案、決定の場への共同参画**
せいさく ほうしん りつあん けつてい ば きょうどうさんかく
男女でいっしょ かんが ぎ ころどう
男で一緒に考え、決めて、行動しよう。
- ④ 家庭生活における活動と他の活動との両立**
かていせいかつ かつどう た かつどう りようりつ
家庭のことはみんなできょうりよく しごと ちいき
協力し、仕事や地域
かつどう
活動などをできるようにしよう。

- ⑤ 教育の場における男女共同参画の推進**
きょういく ば だんじょきょうどうさんかく すいしん
男女共同参画についてまな
ぼう。
- ⑥ 健康な生活と性と生殖に関する権利の尊重**
けんこう せいかつ せい せいしよく かん けんり
だんじょ たがい けんこう せいかつ だいじ
男女お互いに健康な生活を大事にしよう。
- ⑦ 性による人権侵害の根絶**
せい じんけんしんがい こんぜつ
ぼうりよく
暴力をなくそう。
- ⑧ 国際社会との協調**
こくさいしゃかい きょうちよう
せかい ひとひと きょうりよく だんじょきょうどうさんかく と
世界の人々と協力して男女共同参画に取
りく
組もう。



まずは、基本的な考え方をおさえておかないとね。

あたりまえのことみたいなんだけどなあ…。

※男女共同参画：人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成をめざすもの

第4条・第5条・第6条

町・町民・事業者などの役割

町、町民、事業者など、みんなで力をあわせて男女共同参画を進めましょう。



それぞれみんなの役割があるのよ。



ぼくたちは何をしたらいいの？



男女共同参画のことを勉強したり、女の子だからとか男の子だからといって、仲間外れにしたり、いじめたりしないことだよ。

＜町民＞



男女平等を進めます。

＜町＞

＜事業者など＞

男女共同参画
学習会



みなさんに情報をお知らせします。
学習会を行います。

男女共同参画
週間です～



働きやすい職場にします。
男女共同参画推進状況について
町に報告します。

第7条

性を理由とした差別の禁止

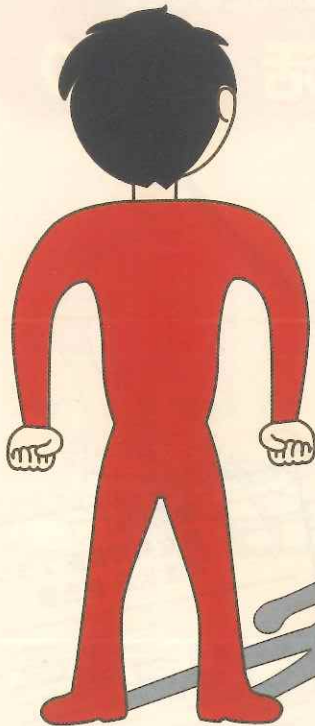
地域、学校、家庭、職場などで、性を理由に差別をしてはいけません。



いじわる
意地悪しちゃだめだよ!!



ほく
あ!僕だ。うっかり、
してたなあ。



なかよ
仲が良いからと、なぐったり、ひどい言葉を使って、
きず
傷つけてはいけません。

されたらイヤよね。



あいていや
相手が嫌がることをしてはいけません。



き
気をつけないとなあ。

町は、男女共同参画を進めるための計画を作っています。

いろいろな生き方を選ぶ
意識づくり

性によって差別されない
関係づくり

いろいろな社会参画を進めていく
環境づくり

活力にあふれた男女共同参画
社会づくり

安心して暮らせる
生活づくり

男女共同参画を進めていくための
体制づくり

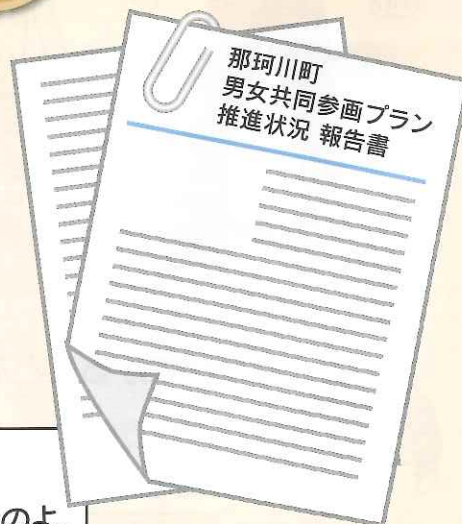
計画がどのくらい進んだか報告書を作成します。



計画的に進めることが大事なのね。



そのとおりよ。町は計画をたてて、
毎年どのくらい進んだか報告書を作成しているのよ。



<教育の場>

男女平等を進める教育と、研修をおこないます。



<家庭・地域>

男女がお互いに協力して行えるように必要な啓発と支援を行います。



<事業者など>

男女共同参画に関する情報のお知らせに努めます。



育児休業を取る男性社員がなかなかいないんだ。

※福岡県男女共同参画就業実態調査(平成19年度)では、男性の育児休業取得率は0.5%です。



育児休業を取りやすい環境をつくることも大事なのよ。



第15条

施策等の提案

町が行う施策(実行すべき計画)などについて提案ができます。



どんなことが提案されているのかな??

提案されたものを一部紹介します。

男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設を設置してください。

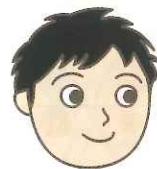
男女共同参画推進センター「あいなか」は平成23年4月1日にOPENします!!

お待たせしました!!

男女共同参画推進センターは、勤労青少年ホーム1階に、男女共同参画を推進するための活動拠点として設置されます。ロビーには、本やビデオなど置いてありますので、ぜひ、遊びに来てください。また、登録団体を募集しています。お申し込み下さい。

「あいなか」(愛称)とは性別により、「男が先、女が後」などという性別による壁や、差別意識をなくしていくために、みんな平等に「あいなか(真ん中)」にすることが人間らしくていいのではないかとメッセージが込められています。愛・那珂、あー田舎、あーいい仲、あーいい仲間というイメージも込められています。町民からの公募により決まりました。

友達と一緒に遊びに行くよ。



「人権・同和政策課女性政策係」を「男女共同参画係」にしてください。

女性政策係は、平成19年度から男女共同参画担当に変更になりました。



提案したら施策も変わっていくのね。私も何か提案したいな!

第17条～第34条

男女共同参画苦情処理

町が行う男女共同参画推進に関する施策の苦情や、性に基づく人権侵害を受けた時は、救済の申出ができます。男女平等の立場で処理する専門家の男女共同参画苦情処理委員が対応にあたります。

例えば・・・

町が実施する男女共同参画推進に関する施策の苦情

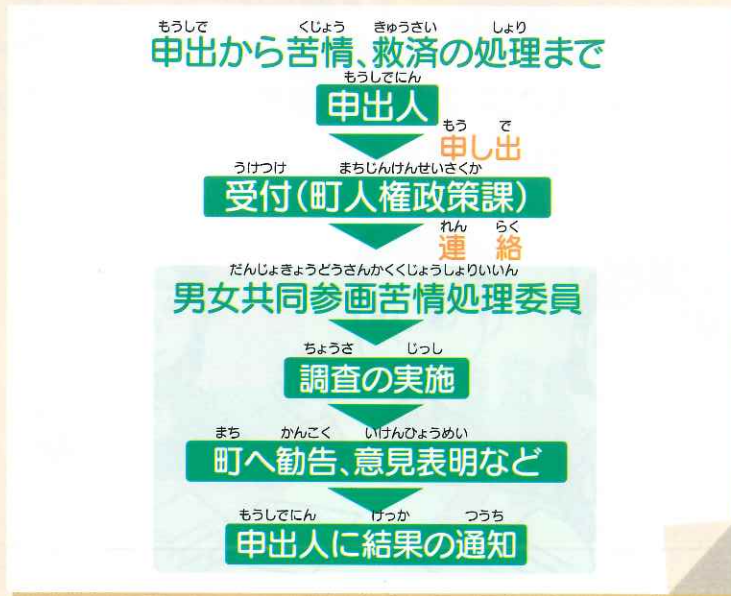
○町広報紙の中で、性別に基づく固定観念にとらわれた表現が見られた。

○夫から暴力を受けた被害者への、町の対応が不十分だった。

性に基づく人権侵害

○職場で、産休、育休をとろうとすると、上司からいやがらせを受けた。

○セクシュアル・ハラスメントを受けた。



申し出されたものを一部紹介します。

- 児童・生徒における50音順名簿についての申出
- 広報紙のお誕生日おめでとう!!コーナーでの「〇〇くん、〇〇ちゃん」についての申出

現在は、保育所・幼稚園・小学校・中学校の名簿は、男女混合50音順を使用しています。広報なかがわのお誕生日おめでとう!!コーナーは、「〇〇ちゃん」に統一しています。





どうして名簿は男女混合50音順の方がいいの？

以前は、学校等では男女別にそれぞれ50音順に並べて、男性を先にした名簿が使われてきたのよ。名簿は毎日繰り返されるから影響は大きく、男女別名簿は、「男が先、女が後」という男子優先の強力なメッセージが刷り込まれていくことも考えられるのよ。

それに、「〇〇ちゃん」や「〇〇くん」と、性別で分けることで、「女だから」「男だから」という考えに縛られて、やりたいと思うことに挑戦できなかったり、何の根拠もないのに「女のくせに」「男のくせに」と発言をする人にならないとも限らないのよ。人間を性別で分けるのではなく、お互いを一人の人間として尊重できる人に育てるには、子どもの頃から不必要に男女を区別しない環境が必要なのよね。

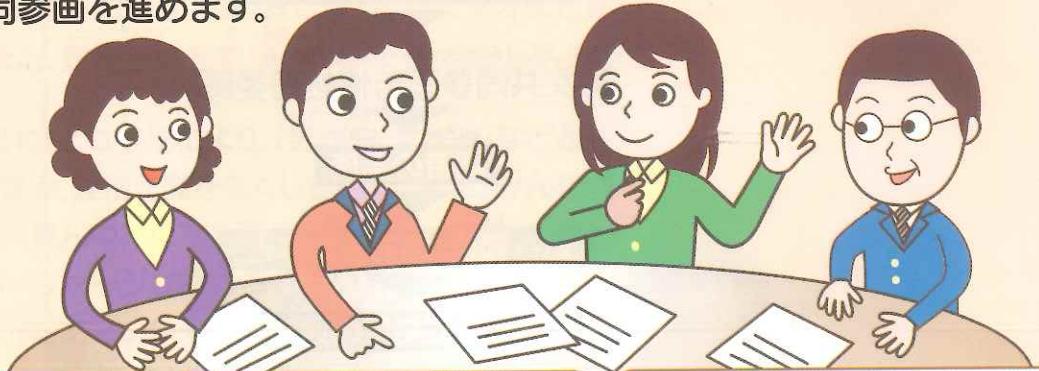


小さなことから変えていくことが必要なのね。

第35条～第41条

男女共同参画審議会

那珂川町男女共同参画審議会は、男女共同参画社会づくりを進めるための基本計画に関することや施策の実施状況に関することなどについて話し合い、よりよい那珂川町の男女共同参画を進めます。



1

男女共同参画って簡単なようで奥が深いのね。

僕には、ちょっとむずかしかったな。

できることから始めたらいいのよ。何か出来そう？

2

まず、さだちゃんにお米の洗い方を教えるね。それと、私はもう少し男女共同参画について勉強してみようかな。

僕は今度からお米の洗いをするよ。それと、今日勉強したことを学校の先生にも話すんだ！

3

そうだね。話すことで復習にもなるしね。お父さんは家事分担についてお母さんと話し合ってみようかな。

そうね。いろいろなところでの役割分担を見直すことも大事なのよね。まず、私達の身近なところから男女共同参画を進めて行こうね。

だん じょ きょう どう さん かく ゆう しゅう さく ひん しょう かい
男女共同参画優秀作品紹介

那珂川町では、「男女がともに 自分らしく 輝いて生きるまち なかがわ」を実現するため、男女共同参画をテーマとした作品を募集しましたところ、ポスター149点、川柳1点、短歌6点、にわか5点 計161点の応募がありました。たくさんのお応募、ありがとうございました。優秀作品の一部を紹介します。



幸 麻亜里さん



田中 里奈さん



御幡 桜子さん



山崎 ちさとさん



行武 梨沙さん



山本 紗耶加さん

ほか さいくひん へいせい ねん がつ にち だんじょきょうどうさんかくすいしん
 他の作品につきましては、平成23年4月1日OPENの男女共同参画推進センターあいなかの情報コーナーに、4月から順次展示しますので、ぜひ、ご来場ください。

地域を越えて情報を交換しネットワークをつくるために！
利用できる施設の紹介

福岡県男女共同参画センターあすばる

住 所 〒816-0804 春日市原町3-1-7クローバープラザ内
電 話 092-584-1261 FAX 092-584-1262
開館時間 9:00～21:00 (日曜・祝日 9:00～17:00)
休 館 第4月曜日を除く毎週月曜日(祝日にあたる日は、その翌日)、年末年始

福岡市男女共同参画推進センター・アミカス

住 所 〒815-0083 福岡市南区高宮3-3-1
電 話 092-526-3755 FAX 092-526-3766
開館時間 9:30～21:30(平日) 9:30～17:00(日曜・祝日)
休 館 毎月第2火曜日及び最終火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

相 談 窓 口

「DV相談」	受付時間	電 話
ちくし女性ホットライン	10:00～17:00 (月曜日～金曜日)	092-513-7335
配偶者暴力相談支援センター (筑紫保健福祉環境事務所)	8:30～17:15 (月曜日～金曜日)	092-584-0052
配偶者からの暴力相談	17:15～24:00(月曜日～金曜日) 9:00～24:00(土日祝日)	092-716-0424
ミズ・リリーフ・ライン	9:00～17:45 (月曜日～金曜日)	092-632-7830
男性のための相談ホットライン	19:00～21:00 (第1・第3月曜日)	092-526-1718

	所在地	受付時間	電 話
「労働」 福岡中央労働基準監督署	福岡市中央区長浜2-1-1	平日 8:30～17:15	092-761-5605
「総合相談」 福岡県男女共同参画センター あすばる相談室	春日市原町3-1-7 クローバープラザあすばる内	(火曜日～日曜日) 9:30～16:00 (金曜日のみ) 18:00～20:30も可	092-584-1266
「人権相談」 福岡法務局筑紫支局	筑紫野市二日市中央 5丁目14番7号	平日 8:30～17:15	092-922-2881

問い合わせ先 那珂川町人権政策課 092-953-2211